

PTA規約

保存版

令和7年度発行

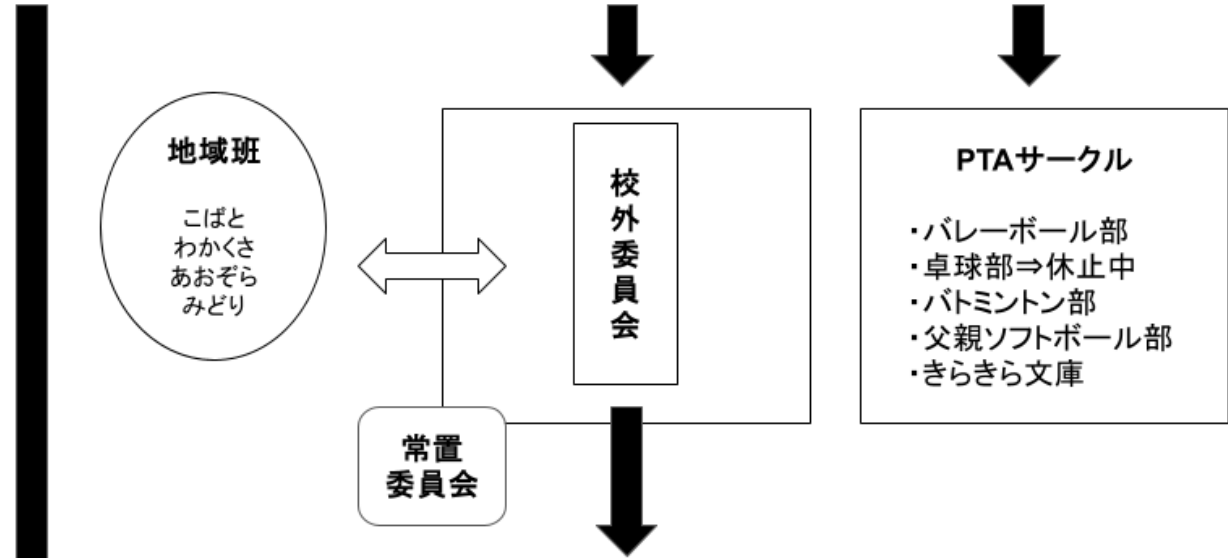
練馬区立関町小学校PTA

〒177-0051 練馬区関町北3-23-34

☎ 03-3929-1290

※卒業時まで大切に保管してください

会員(保護者・教員)

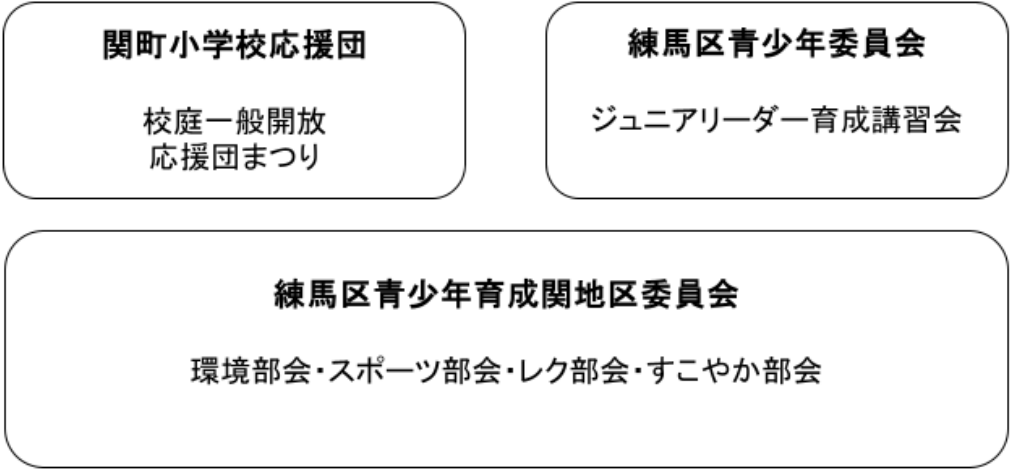


運営委員会

代表委員(小P・校内・地区・副校長) 書記委員 会計委員 選出管理委員	校外 広報 <会計監査委員>
--	--------------------------

※総会に次ぐPTAの議決機関です。
※学校長(相談役)・副校長・役員が出席し、議題について話し合います。

PTA総会



P T A 規 約

第1章 名称および事務所

- 第1条 本会は練馬区立関町小学校(以下 関町小学校)保護者と先生の会(関町小PTA)という。
第2条 本 会 は 事 務 所 を 関 町 小 学 校 内 に お く 。

第2章 目的および活動

- 第3条 本会は保護者と先生とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
第4条 本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。
1. よい保護者、よい先生となるよう努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
3. 児童の生活環境の改善をはかる。
4. 教育財政を確立することに協力する。
5. 国 際 理 解 に 努 め る 。

第3章 方針

- 第5条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗派にかかわることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為を行わない。
3. 本会または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学 校 の 人 事 そ の 他 管 理 に 干 渉 し な い 。

第4章 会員

- 第6条 本会の会員は次のとおりである。
1. 関町小学校に在籍する児童の保護者またはこれにかわる者。
2. 関町小学校の校長を除く教員。
第7条 会員は会費を納め、会の目的をめざしてその方針に従って活動するなど、すべて平等の義務と権利を有する。

第5章 経理

- 第8条 本会の経費は会費およびその他の収入によって支弁される。
第9条 会費は総会の議決を経て決定するものとする。
第10条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。
第11条 本会の決算は会計監査委員を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

- 第13条 本会の役員は次のとおりである。
代表 7名 (保護者6名、副校長)
書記 3名 (保護者2名、教員1名)
会計 3名 (保護者2名、教員1名)
選出管理 3名 (保護者2名、教員1名)
広報 4名 (保護者2名、教員2名)
校外 4名 (保護者2名、教員2名)
ただし、役員・および会計監査委員の候補者選出(以下「役員候補選出会」とする)において、年度により役員(保護者)の増員ができる。
第14条 役員は「役員候補選出会」において選出され、3月総会の信任を得て決定される。
第15条 役員の任期は1年とし、会計年度と一致する。
a. 同じ役員の職については、1回に限り再任しても差し支えない。
b. 役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。
ただし、役員の職であることが連続して4年を越えてはならない。
上記について教員は除く。
第16条 代表は次の職務を行う。
a. 本会を代表して相互に協力し会務を処理する。
b. 総会および運営委員会を招集する。
c. 会計監査委員会を除くすべての集会に出席して、意見を述べることができる。
d. 必要により、校長および運営委員会の意見を聞いて、特別委員会を設置し、その委員を委嘱する。
第17条 書記は次の職務を行う。
a. 総会および運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。
b. 代表の指示に従って、本会の庶務を行う。
c. 記録、通信その他の書類を保管する。
d. その他、代表の指示に従って、本会を運営する。
第18条 会計は次の職務を行う。
a. 総会で決定された予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
b. 5月総会において会計監査委員の監査を経て、決算報告をする。

- c. 本会の財産を管理する。
 - d. 予算を立案し、運営委員会にはかる。
 - e. その他、代表の指示に従って、本会を運営する。
- 第19条 選出管理は次の職務を行う。
- a. 次年度の役員および会計監査委員候補者を選出する会を細則に従って開催し、3月総会の開催10日前までに候補者氏名を全会員に知らせ、3月総会において信任を得る。
- 第20条 広報は次の職務を行う。
- b. その他、代表の指示に従って、本会を運営する。
- a. 学校と協力して会員相互の理解の向上をはかるため、会報の発行に携わる
 - b. 会員の児童教育について関心を高め、正しい認識を持つように努める。
 - c. その他、代表の指示に従って、本会を運営する。
- 第21条 校外は次の職務を行う。
- a. 児童の家庭生活、社会活動並びに児童相互の自主的集団生活を補佐し、地域の関係諸機関、諸団体とも協力して環境の改善をはかる。
 - b. その他、代表の指示に従って、本会を運営する。

第7章 会計監査委員

- 第22条 本会の経理を監査する為に2名の会計監査委員をおく。
- 第23条 会計監査委員は「役員候補選出会」において選出され、3月総会の信任を得て決定される。
- 第24条 会計監査委員は必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。
- 第25条 会計監査委員の任期は1年とする。

第8章 総会

- 第26条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
- 第27条 総会は定期総会および臨時総会とする。
- 第28条 総会は会員の現在数の5分の1以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、やむを得ない場合は、委任状をもって出席にかえることができる。
- 第29条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第9章 運営委員会

- 第30条 運営委員会は、役員、特別委員会がある場合はその正副委員長をもって構成される。また、校長は本会に出席し学校代表として意見を述べるができる。
- 第31条 運営委員会は、総会決議に基づいて本会の事務を運営し、各委員会間の連絡調整をはかり、かつ総会に提出する議案の調整を行う。
- 第32条 運営委員会は必要に応じて随時代表が招集する。
- 第33条 運営委員会は運営委員の現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第10章 常置委員会

- 第34条 本会の活動機関として常置委員会をおき、運営委員会の承認の下に活動する。
1. 常置委員会の種類は、校外委員会とする。
 2. 校外委員は地区班長が担当する。
 3. 常置委員会の任務は細則で決める。
- 第35条 特別の任務を遂行するため、必要に応じ特別委員会をおくことができる。
1. 特別委員会の委員は運営委員会の議決を経て代表が委嘱し、委員長は委員の互選とする。
 2. 特別委員会の決定と活動については、運営委員会の承認を必要とする。
 3. 特別委員会はその任務が終了した時に解任される。

第11章 PTAサークル

- 第36条 本会は会員同士や会員と児童、地域との交流を深める目的及びPTA活動の参加協力を行う目的から以下PTAサークルの活動を認める。
ソフトボール／バレーボール／卓球／バドミントン／きらきら文庫
- 第37条 PTAサークルの廃止・休会については、運営委員会で承認する。
ただし、新設については総会の承認を必要とする。

第12章 規約の改正

- 第38条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することはできない。また改正案は総会の開催1週間前までに全会員に知らせておかなければならない。

第13章 細則

- 第39条 本会の運営に関して必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて運営委員会が定める。
- 第40条 運営委員会は細則を制定し、また改廃した場合は、文書をもって全会員に通知し、かつ次期総会に報告しなければならない。

第14章 個人情報の保護

第41条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用および管理については「練馬区立関町小学校PTA個人情報取扱規程」を別に定め、適正に運用するものとする。

付則 本規約は昭和31年5月26日制定、即日施行する。

昭和32年3月21日	一部改正	平成7年3月6日	一部改正	平成23年3月10日	一部改正
昭和45年3月12日	一部改正	平成8年3月4日	一部改正	平成29年3月1日	一部改正
昭和46年4月28日	一部改正	平成10年3月8日	一部改正	平成31年3月6日	一部改正
昭和51年3月8日	一部改正	平成11年3月8日	一部改正	令和2年3月4日	一部改正
昭和54年3月12日	一部改正	平成14年3月16日	一部改正	令和4年3月18日	一部改正
昭和56年3月5日	一部改正	平成16年3月11日	一部改正	令和5年3月17日	一部改正
昭和58年3月3日	一部改正	平成18年3月9日	一部改正	令和6年2月27日	一部改正
昭和60年7月19日	一部改正	平成19年5月30日	一部改正	令和6年6月30日	一部改正
昭和62年5月22日	一部改正	平成20年3月11日	一部改正	令和7年3月17日	一部改正
平成2年5月18日	一部改正	平成20年5月7日	一部改正	令和7年5月30日	一部改正

細則1

第1章 会費（規約第7条）

第1条 会費は1家庭年額1,600円とする。（教員は1,000円）

第2章 会員（規約第6条）

第2条 保護者（またはこれにかわる者）会員の会員数を必要とする時は、児童数にかかわらず、家庭数で数える。

第3章 役員（規約第13条）

第3条 役員は次のとおりに行われる。

1. 役員に欠員が生じた時は、運営委員会が補充する。ただし、支障がないと判断された場合は、補充を行わない。
2. 前項の場合、その任期はいずれも前任者の残任期間とする。

第4条 役員は、他の役員・委員および会計監査委員を兼ねることができない。

第4章 会計監査委員（規約第22条）

第5条 会計監査委員の補充は次のとおりに行われる。

1. 役員に欠員が生じた時は、運営委員会が補充する。ただし、支障がないと判断された場合は、補充を行わない。
2. 前項の場合、その任期はいずれも前任者の残任期間とする。

第6条 会計監査委員は、役員および各種委員会の委員を兼ねることができない。

第5章 総会（規約第27条）

第7条 定期総会は次の2回とする。

1. 5月総会
 - ・ 会計監査を経た前年度決算報告の承認
 - ・ 会員の異動および新役員に関する報告
 - ・ 事業計画と年度予算の審議決定
 - ・ その他必要な重要事項の審議決定
2. 3月総会
 - ・ 次年度役員・会計監査委員の信任決定
 - ・ 各委員会・PTAサークル年間活動報告および承認
 - ・ その他必要な重要事項の審議決定

第8条 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要求があった時、開催する。

第9条 総会の日時、場所、議題は開催の一週間前までに全会員に知らせなければならない。

第10条 保護者（またはこれにかわる者）会員の議決権は、1家庭1票とする。

第6章 常置委員会（規約第34条）

第11条 常置委員は次のとおりである。

校外（各地区班長1名）

第12条 役員（旧委員長・旧委員会代表含む）経験者は常置委員を辞退することができる。

第13条 校外委員会への任務は次のとおりである。
地域における社会教育への関心を高め、環境の改善をはかる。

第7章 名称および事務所（規約第1章）

第14条 本会は略称を関町小学校PTAとし、通帳の名称は略称を使用する。

第15条 本会の事務所の所在地は練馬区関町北3-23-34とする。

細則2

役員および会計監査委員の選出方法（規約第19条）

〔役員・会計監査委員の選出の手順〕

1. 選出管理が「役員候補選出会」のお知らせをするとともに、役員および会計監査委員の立候補者を全会員から募る。
2. 立候補者が定員に満たない場合のみ、1～5年生の各クラス保護者会等において2名以上のクラス代表者を選出し、「役員候補選出会」で役員候補者を決定する。尚、選出会2ヶ月前に在籍の会員を対象とする。
3. 下記項目に該当する場合、別途配布する『自己申告用紙』の提出をもって辞退可能とする。ただし、権利行使には年度毎の申請が必要となる。
【辞退可能項目】
 - 役員（旧委員長・旧委員会代表含む）経験者
 - 未就学児がいる人（妊婦含む）
 - ひとり親家庭
 - 介護している人
 - 日本語でのコミュニケーションに不安がある人
 - 特別支援や不登校などで、特別な配慮が必要な児童またはきょうだいがいる保護者
 - 保護者自身が安静を要する疾病や障害を持っている
 - その他配慮が必要である人
4. クラス代表に決定後は原則辞退することはできない。
5. 選出管理が立候補者・クラス代表者を集めて「役員候補選出会」を開催し、役員・会計監査候補者を決定する。
6. 候補者決定後は原則辞退することはできない。

細則3

会の慶弔規程は運営委員会の議を経て定める。

〔会員の慶弔金基準内規〕

1. 教員について
 - (1)死亡 10,000円
 - (2)配偶者・子女死亡 1 0 , 0 0 0 円
2. 保護者会員について
 - 死亡 1 0 , 0 0 0 円
3. 児童について
 - 死亡 10,000円

（註）返礼は不要とする。